



2015年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2016年1月24日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月3日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（58歳）は、妻Bさん（57歳）との2人暮らしである。Aさんは、高校卒業後から現在に至るまでX社に勤務している。X社の定年は満60歳であるが、希望すれば60歳以降も継続して勤務することが可能である。Aさんは、自分が受給することができる社会保険からの給付を把握したうえで、定年退職するか継続勤務するかについて検討したいと考えている。そこで、Aさんはファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和32年4月10日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和51年4月		平成28年1月	平成29年4月
18歳	厚生年金保険 被保険者期間 477月	58歳	厚生年金保険 被保険者期間 15月(加入見込み) 60歳
	平成15年3月以前の平均標準報酬月額	40万円(324月)	
	平成15年4月以後の平均標準報酬額	50万円(168月)	

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和33年3月17日

高校卒業後から28歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが60歳で退職した場合の社会保険について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「Aさんが60歳でX社を定年退職し、雇用保険から基本手当を受給する場合、基本手当の所定給付日数は()となります。また、基本手当は、Aさんが公共職業安定所に求職の申込みを行った日以後、()の待期期間については支給されず、待期期間満了後に失業の認定を受けた日について支給されます」

)「Aさんが退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、任意継続被保険者の資格取得手続は、原則として退職した日の翌日から()以内に行う必要があります。なお、Aさんが任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長で2年間であり、この間の保険料は全額自己負担となります」

語句群

イ . 14日	ロ . 20日	ハ . 30日	ニ . 90日	ホ . 120日	ヘ . 150日
ト . 3日間	チ . 5日間	リ . 7日間			

《問2》 Aさんが、60歳でX社を退職し、その後再就職しない場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、〔計算過程〕を示して求めなさい。
 なお、年金額は平成27年10月時点の価額（本来水準による価額）に基づくものとし、計算にあたっては、《設例》および下記の資料を利用すること。また、下記の計算手順に従って解答用紙に記入すること。

計算手順

1. 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
2. 経過的加算額（円未満四捨五入）
3. 基本年金額（上記「1 + 2」の額）
4. 加給年金額
5. 老齢厚生年金の年金額

資料

老齢厚生年金の年金額（平成27年10月時点の本来水準による価額）
 下記、老齢厚生年金の計算式の（ ） + （ ） + （ ）

老齢厚生年金の計算式

）報酬比例部分の額 = +
 平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

 平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

）経過的加算額 = 1,626円 × 被保険者期間の月数

$$- 780,100円 \times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

）加給年金額 = 390,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、AさんがX社の継続雇用制度を利用して、同社に60歳以後も厚生年金保険の被保険者として勤務した場合における社会保険からの給付について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが63歳到達日にX社を退職し、その後再就職しない場合、Aさんが退職後に受給できる特別支給の老齢厚生年金の年金額は、長期加入者の特例により、定額部分の額と報酬比例部分の額を合算した額に加給年金額を加算した額となります」

「Aさんが特別支給の老齢厚生年金の受給権取得日以後もX社に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金は、Aさんの総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円（平成27年度の支給停止調整開始額）を超える場合に年金額の一部または全部が支給停止となります」

「Aさんが特別支給の老齢厚生年金の受給権取得日以後もX社に勤務し、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金とを同時に受けられる場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職支給停止の仕組みに加えて、高年齢雇用継続給付との調整により、毎月、標準報酬月額の8%に相当する額を上限として年金額が支給停止となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（45歳）は、平成26年4月に特定口座の源泉徴収選択口座を利用して一括で購入した毎月分配型のX投資信託を200万口保有しており、毎月その収益分配金を受け取っている。Aさんは、新たにY投資信託を購入することを検討しており、X投資信託のこれまでの運用成績の確認も含めて、X投資信託およびY投資信託について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託およびY投資信託に関する資料は、以下のとおりである。

X投資信託およびY投資信託に関する資料

	X投資信託	Y投資信託
商品分類	追加型 / 国内 / 株式	追加型 / 海外 / 株式
信託期間	無期限	平成35年6月15日まで
基準価額	10,500円（1万口当たり）	11,200円（1万口当たり）
決算日	毎月15日	毎年6月15日および12月15日
購入時手数料	なし	購入価額の2.16%（税込）
運用管理費用(信託報酬)	年率1.08%（税込）	年率1.62%（税込）
信託財産留保額	なし	解約時の基準価額に対して0.3%

X投資信託の基準価額等（金額はすべて1万口当たり）

Aさんが購入した時の基準価額	10,000円
現時点で換金した場合の基準価額	10,500円
Aさんがこれまでに受け取った収益分配金の合計額	1,300円
普通分配金	1,100円
元本払戻金（特別分配金）	200円

シナリオとX投資信託・Y投資信託の予想収益率

	生起確率	X投資信託の 予想収益率	Y投資信託の 予想収益率
シナリオ1	40%	-5.0%	16.0%
シナリオ2	50%	10.0%	12.0%
シナリオ3	10%	15.0%	-8.0%

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、X投資信託の分配金等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、これまでにX投資信託から普通分配金と元本払戻金(特別分配金)を受け取っています。このうち、普通分配金による所得は()とされ、分配時に所得税および復興特別所得税と住民税の合計で()の税率による源泉徴収がされています。一方、元本払戻金(特別分配金)は非課税とされています。

仮に、Aさんが、X投資信託を、現時点の基準価額である1万口当たり10,500円で200万口すべて解約した場合、譲渡所得の金額は()となり、これに対して()の税率で、所得税および復興特別所得税と住民税が解約時に源泉徴収されることとなります」

語句群				
イ．利子所得	ロ．配当所得	ハ．雑所得	ニ．10.147%	ホ．20.315%
ヘ．20.42%	ト．100,000円	チ．140,000円	リ．360,000円	

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、投資信託について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「平成28年中にNISA口座で株式投資信託を購入する場合、購入時手数料を含めて120万円を限度に、その投資信託をNISA口座に受け入れることができます」

「Aさんは投資信託を保有している期間中、運用管理費用(信託報酬)を負担する必要があります。この運用管理費用(信託報酬)は決算日に前決算日以降の期間分がまとめて控除されるため、決算日の基準価額はその分下がります」

「Y投資信託を解約した場合、信託財産留保額が徴収されますが、Y投資信託が償還された場合には、信託財産留保額は徴収されません」

《問6》《設例》の シナリオとX投資信託・Y投資信託の予想収益率 に基づいて、X投資信託とY投資信託をそれぞれ3:2の割合で保有した場合のポートフォリオの期待収益率に関する次の ~ をそれぞれ求めなさい(計算過程の記載は不要)。なお、答は%表示の小数点以下第2位まで表示すること。

X投資信託の期待収益率

Y投資信託の期待収益率

ポートフォリオの期待収益率

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（60歳）は、妻Bさん（58歳）、長男Cさん（32歳）および長男Cさんの配偶者（30歳）との4人暮らしである。Aさんは、平成27年3月にこれまで入社以来36年3カ月勤務していたX社を定年退職した。Aさんは、X社を退職した後に再就職はしておらず、今後も再就職をする予定はない。また、Aさんは平成27年中に、加入していた下記の生命保険を解約し、解約返戻金を受け取っている。

Aさんおよびその家族に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 36年3カ月勤務していたX社を平成27年3月に定年退職した。
- ・ 妻Bさん : 専業主婦。平成27年中に収入はない。
- ・ 長男Cさん : 会社員。平成27年中に給与収入800万円を得ている。
- ・ 長男Cさんの配偶者 : 専業主婦。平成27年中に収入はない。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料

- ・ X社からの給与収入の金額（1～3月分） : 210万円
- ・ X社から支給を受けた退職金の額 : 3,000万円

Aさんは退職金の支給を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

- ・ 賃貸アパート（居住用）の不動産所得に係る損失の金額 : 60万円

上記の損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額はない。

Aさんが平成27年中に解約した生命保険に関する資料

- 保険の種類 : 一時払変額個人年金保険
- 契約年月日 : 平成17年4月1日
- 契約者（＝保険料負担者） : Aさん
- 解約返戻金額 : 600万円
- 正味払込保険料 : 500万円

妻Bさん、長男Cさんおよび長男Cさんの配偶者は、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんおよびその家族の平成27年分の所得税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、退職金の支給を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているため、退職金の支払金額に20.42%の税率を乗じて計算した所得税および復興特別所得税が退職金の支給時に源泉徴収されている。

Aさんの平成27年分の所得税の計算において、総所得金額から所得控除額を控除しきれなかった場合、控除しきれなかった所得控除額は退職所得の金額から控除することができる。

妻Bさんが負担すべき国民年金の保険料を長男Cさんが支払った場合、その保険料は長男Cさんの社会保険料控除の対象とすることができる。

《問8》 AさんがX社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、答 は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、下記の 計算手順 に従って解答用紙に記入すること。

計算手順

1. 退職所得控除額
2. 退職所得の金額

《問9》 Aさんの平成27年分の各種所得の金額および総所得金額を計算した下記の表および文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は、「」で示してある。

Aさんの平成27年分の各種所得の金額は、以下の表のとおりである。

各種所得	各種所得の金額
給与所得の金額	()万円
不動産所得の金額	万円
一時所得の金額	()万円
退職所得の金額	万円

以上から、Aさんの平成27年分の総所得金額は、()万円となる。

資料

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
~ 180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180 ~ 360	収入金額×30% + 18万円
360 ~ 660	収入金額×20% + 54万円
660 ~ 1,000	収入金額×10% + 120万円
1,000 ~ 1,500	収入金額×5% + 170万円
1,500 ~	245万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（45歳）は、妻Bさん（43歳）および長男Cさん（14歳）との3人暮らしである。Aさんは、平成24年2月に、戸建住宅（物件X）を同居していた父親の相続により取得している。Aさんは、これまで物件Xに家族3人で暮らしていたが、建物が老朽化しているため、近くの新築分譲マンション（物件Y）に住み替える予定である。Aさんは、物件Xを売却して得た資金を物件Yの購入に充てたいと考えており、物件Xを早期に売却することを希望している。友人からは、売却にあたっては宅地建物取引業者と専属専任媒介契約を締結してはどうかと言われているが、不動産の売買についてはわからないことも多い。

物件Xおよび物件Yに関する資料は、以下のとおりである。

物件Xおよび物件Yに関する資料

	物件X（譲渡予定物件）	物件Y（購入予定マンション）
取得時期	Aさんの父親が昭和50年4月に取得	平成28年3月
取得価額	不明	6,000万円
譲渡時期	平成28年3月	
譲渡価額	7,000万円（土地、建物の合計）	
条件等	仲介手数料等の譲渡費用は、250万円	専有面積：90m ² 認定長期優良住宅に該当

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんが物件Xを売却し、物件Yを取得する場合の留意点に関する次の記述～
について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが物件Xの売却にあたり、宅地建物取引業者と専属専任媒介契約を締結した場合、Aさんは、媒介契約の期間中は他の業者に重ねて媒介を依頼することはできず、また、Aさんが自ら見つけた相手方と当該宅地建物取引業者の媒介を受けることなく売買契約を締結することもできない。

Aさんが物件Yの売主との売買契約の締結にあたり、「物件Xが所定の期日までに一定額以上で売却できなかった場合には、物件Yの売買契約を解除するとともに手付金の返還を受けられることができる」旨の特約をした場合、その特約は有効である。

Aさんが宅地建物取引業者の媒介により物件Xを売却する場合、一般に、Aさんは媒介契約に基づき宅地建物取引業者に仲介手数料を支払うことになり、その額は最高で物件Xの売買価額の2.16%（税込）相当額となる。

《問11》 Aさんが《設例》の 物件Xおよび物件Yに関する資料 のとおり物件Xを売却し、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」の適用を受けた場合における所得税および復興特別所得税と住民税の合計額を計算した次の 計算式 の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は、「 」で示してある。

計算式

・取得費（概算取得費）

$$7,000\text{万円} \times \quad \% = (\quad) \text{万円}$$

・課税長期譲渡所得金額

$$7,000\text{万円} - \quad \text{万円} = (\quad) \text{万円}$$

・所得税および復興特別所得税と住民税の合計額

$$\text{所得税} \quad (\quad) \text{万円} \times (\quad) \% = \quad \text{円}$$

$$\text{復興特別所得税} \quad \text{円} \times \quad \% = \quad \text{円}$$

$$\text{住民税} \quad (\quad) \text{万円} \times \quad \% = \quad \text{円}$$

$$\text{合計額} \quad (\quad) \text{円}$$

《問12》 不動産取得税に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

不動産を売買により取得した場合、不動産の取得者には不動産取得税が課されるが、所定の要件を満たす不動産の取得については、不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けることができる。Aさんが物件Yの建物について同特例の適用を受けるためには、独立的に区画された1戸ごとの床面積が()以上240㎡以下である必要があり、Aさんが同特例の適用を受ける場合、認定長期優良住宅に該当する物件Yに関しては、1戸の価格から最高で()を控除した額が不動産取得税の課税標準となる。また、Aさんが物件Yの土地について、同特例の適用を受けた場合、取得した土地の価格に()を乗じた額が不動産取得税の課税標準となる。

語句群

イ．40㎡ ロ．50㎡ ハ．100㎡ ニ．1,100万円 ホ．1,200万円
 ヘ．1,300万円 ト．6分の1 チ．3分の1 リ．2分の1

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

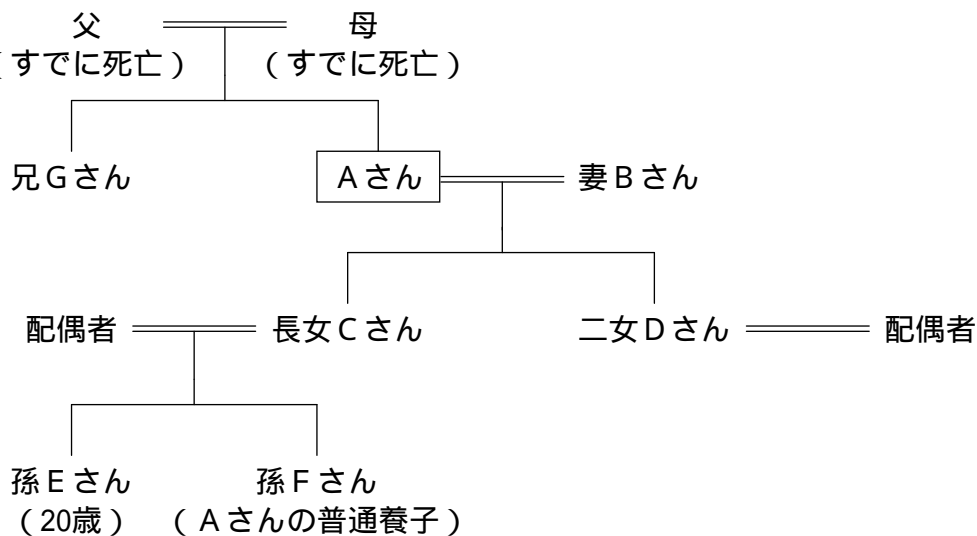
《設例》

Aさんは平成28年3月に78歳になるが、先日、友人が急逝したのを機に自身の相続について考えるようになった。Aさんは、妻Bさん（75歳）および長女Cさん（54歳）の家族とともに暮らしており、孫Fさん（18歳）とは普通養子縁組を行っている。

Aさんは、平成26年に二女Dさん（50歳）に対し住宅取得資金として現金1,000万円の贈与を行っており、二女Dさんは、その全額について直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用を受けている。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況

- ・ 預貯金 : 5,000万円
- ・ 有価証券（上場株式） : 1億円
- ・ 自宅の敷地（360㎡） : 1億8,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）
- ・ 自宅の家屋 : 2,000万円（相続税評価額）

Aさんが加入している生命保険に関する資料

- 保険の種類 : 終身保険
- 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
- 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- 死亡保険金額 : 2,500万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 公正証書遺言に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが公正証書遺言を作成する場合、孫Eさんおよび兄Gさんは、受遺者でないときは、公正証書遺言を作成する際の証人となることができる。

Aさんが妻Bさんとともに公正証書遺言を作成したいと希望した場合であっても、同一の証書で共同遺言をすることはできない。

Aさんが公正証書遺言を作成した場合、Aさんはその遺言の内容を、後に作成する自筆証書遺言によって撤回することはできない。

《問14》 仮に、Aさんの相続が現時点（平成28年1月24日）で開始した場合の相続税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんが受け取る死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額（非課税金額控除後の金額）は、500万円である。

Aさんが所有している上場株式の相続税評価は、原則として上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格、および課税時期の属する月以前4カ月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額によって行われる。

二女DさんがAさんの相続により財産を取得した場合、二女Dさんが平成26年にAさんから住宅取得資金として贈与を受けた現金1,000万円は相続税の課税価格に加算される。

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点（平成28年1月24日）で開始し、Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が1億8,000万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は、「」で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額	1億8,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
長女Cさん	()万円
⋮	⋮
相続税の総額	()万円

相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円